寄居町内施設の休館等について

寄居町役場 電話 048-581-2121 (代表)

町内公共施設の休館等については、以下のとおりです。なお、今後の状況により変更となる場合もあります。

当面、休館する施設

施設名	問い合わせ
かわせみ荘	かわせみ荘(電話048-581-3861)
鉢形財産区会館	財務課(内線322・324)
障害者交流センター	健康福祉課(内線121・122)
農業ふれあいセンター	農林課(内線401・402)
勤労福祉センター (よりい会館)	・ 商工観光課(内線452・453)
三ケ山体育館	

当面、夜間(午後5時以降)の使用を停止する施設

施設名	問い合わせ
町立図書館	町立図書館(電話048-580-1888)
用土集会所・用土第2集会所	- 人権推進課(内線411・412)
立ケ瀬集会所	
中央公民館	中央公民館(電話048-581-2662)
各コミュニティセンター (西部・桜沢・折原・鉢形・男衾・用土)	- 生涯学習課(内線532・533)
生涯学舎(やまとぴあ風布)	
無腸庵(むちょうあん)	
町立総合体育館・アタゴ記念館	
弓道場	
寄居運動公園・カタクリ体育センター	

木曜日の窓口延長の中止について

寄居町役場 電話 048-581-2121 (代表)

現在、試行している町民課と税務課の窓口延長については、当面中止とします。

問い合わせ 町民課(内線102)税務課(内線151)

寄居町内の小・中学校の対応について

寄居町役場 電話 048-581-2121 (代表)

町内の小・中学校については、休校とせず、感染防止策を徹底したうえで継続します。なお、部活動は、緊急事態宣言の期間中は原則中止とします。

問い合わせ 教育指導課(内線521)

埼玉県の緊急事態措置について

埼玉県知事から、県民の皆様に対して2月7日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、不要不急の外出、さらには県境をまたぐ移動、特に午後8時以降の不要不急の夜間の外出について、自粛等の要請がありました。内容については、以下のとおりです。

I 緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

Ⅱ 緊急事態措置等の実施期間

令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

Ⅲ 緊急事態措置等の内容

1 外出自粛の要請【法第45条第1項適用】

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛 (医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動 や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

2 施設の使用停止等の要請【法第24条第9項適用】

- ① 令和3年1月8日(金)午前0時から令和3年1月11日(月)午後12時まで
 - ○対象:さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」
 - ○内容:営業時間 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

※宅配・テイクアウトサービスを除く

- ② 令和3年1月12日(火)午前0時から令和3年2月7日(日)午後12時まで
 - ○対象:県内の

飲食店:飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

遊興施設等:バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)

○内容:営業時間 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

3 催物(イベント等)の開催制限の要請【法第24条第9項適用】(令和3年1月12日から)

- ○収容人数10,000人を超える施設でのイベントの参加人数は、5,000人を上限
- ○収容人数10,000人以下の施設でのイベントの参加人数は、収容率50%を上限

(ただし、チケット既存販売分(参加者への招待や案内済みのものを含む)には適用しない)

4 その他の事業者への要請【法第24条第9項適用】

- ○テレワークの徹底(目標値:出勤者数を7割削減)
- ○在宅勤務・時差出勤の徹底
- ○職場・寮における感染防止策の徹底
- ○従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ○全てのイルミネーションの早めの消灯

5 県立学校における感染防止対策等の要請【法第24条第7項適用】

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。